

障 号 外  
令和元年 7 月 26 日

指定障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 様  
(盛岡市指定障害福祉サービス事業所等設置法人等を除く。)

岩手県保健福祉部障がい保健福祉課総括課長

令和元年度福祉・介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について

今年度の障害福祉サービス等報酬改定で創設された福祉・介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）に係る事務処理手順等については、厚生労働省から、別添「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年 5 月 17 日付け障障発 0517 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）のとおり示されたところです。

上記通知を受け、本県における届出様式を別添のとおり定めましたので、通知します。

つきましては、本年度に福祉・介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、下記により計画書等を提出されるようお願いします。

#### 記

#### 1 提出期限

令和元年 8 月 30 日（金）

※ 令和 2 年度以降にあっては、前年度の 2 月末日までとなります。

#### 2 提出書類

- (1) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算届出書（1 つの事業所で計画する場合は別紙様式 8、一法人で複数の事業所を一括して計画する場合は別紙様式 9）
- (2) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（別紙様式 7）

※ 複数の障害福祉サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類を提出すること。

- ・ 指定権者内事業所一覧表（別紙様式 7 添付書類 1）
  - ・ 届出対象都道府県内一覧表（別紙様式 7 添付書類 2）
  - ・ 都道府県状況一覧表（別紙様式 7 添付書類 3）
- (3) 職員分類の変更特例に係る報告（別紙様式 7 添付書類 4、該当する場合のみ提出）
  - (4) 特別な事情に係る届出書（別紙様式 12、該当する場合のみ提出）
  - (5) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（様式第 1 号（障害児：様式 1））

(6) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（様式第2号（障害児：様式1-2））

※ 届出様式は、岩手県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/jigyousha/1004043/1004045.html>

3 実績報告

令和元年度に特定加算を取得した事業者等は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日（翌年の7月31日）までに、知事等に対して実績報告（別紙様式11）を行ってください。

4 提出先

担当部署		住所：電話番号	管轄市町村
盛岡広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒020-0023 盛岡市内丸 11-1 電話：019-629-6568 F A X：019-629-6579	八幡平市、滝沢市、雫石町、 岩手町、葛巻町、紫波町、 矢巾町 盛岡市（障害児入所施設のみ）
	保健福祉環境部 指導監査課	住所：〒023-0053 奥州市水沢区大手町 5-5 電話：0197-48-2424 F A X：0197-25-4106	奥州市、花巻市、北上市、 一関市、遠野市、西和賀町、 金ケ崎町、平泉町
沿岸広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒026-0043 釜石市新町 6-50 電話：0193-25-2702 F A X：0193-25-2294	釜石市、大槌町
	大船渡保健福祉 環境センター 管理福祉課	住所：〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1 電話：0192-27-9913 F A X：0192-27-4197	大船渡市、陸前高田市、住 田町
	宮古保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒027-0072 宮古市五月町 1-20 電話：0193-64-2213 F A X：0193-63-5602	宮古市、山田町、岩泉町、 田野畑村
県北広域振興局	保健福祉環境部 福祉課	住所：〒028-8042 久慈市八日町 1-1 電話：0194-53-4982 F A X：0194-52-3919	久慈市、洋野町、野田村、 普代村
	二戸保健福祉環 境センター 福祉課	住所：〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3 電話：0195-23-9202 F A X：0195-23-6432	二戸市、一戸町、 軽米町、九戸村

※1 法人が、管轄の異なる複数事業所について一括して計画した場合は、同じ内容の計画書をそれぞれの提出先に提出願います。

※2 指定権者が盛岡市の事業所については、提出先は盛岡市となります。

## 5 その他

- (1) 本加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることであり、下回ること  
は想定されていません。
- (2) 実績報告書を提出しない場合は、不正請求とみなし全額返還いただくこともあり得ます  
ので御留意願います。
- (3) 特定加算を取得する際に提出した計画書等に変更があった場合には、変更届（別紙様式  
10）を提出してください。
- (4) 実績報告書及び関係書類は、2年間保存してください。
- (5) 加算の取得に係る業務簡素化の観点から、現行加算（福祉・介護職員処遇改善加算）と  
特定加算の計画書等の届出について、様式の統合が予定されています。厚生労働省から通知  
があり次第、別途お知らせします。

**【担当】**

障がい福祉担当 柳田

電話 019-629-5447

FAX 019-629-5454